

J R 四国労組ニュース

平成29年5月8日（No.21）

発行責任者／中濱 斉

編集責任者／幸 大

3 6 協定違反発生！

本部は、4月24日に開催された平成29年3月期決算に関する経営協議会終了後、会社から「36協定違反」について説明を受けた。

◎会社側より

貴側と会社との間で締結しております36協定につきましては、JR発足以降、これまでの間、労使の信頼に基づき安定的に運用を行ってきたところであります。また、平成26年3月に36協定違反が発生して以降、再発防止に取り組んできましたが、今回、本社において36協定の定めに反する事象が発生いたしました。具体的には、1日の限度時間8時間をオーバーしたものであります。

36協定に違反する事象を生じさせてしまったことにつきましては、理由の如何に関わらず、労使間の信頼関係を揺るがしかねないものとして認識しており、深くお詫びしますとともに、今回の件を真摯に受け止め、今後に生かしていきたいと考えております。

◎組合側より

会社は過去にも36協定違反を発生させており、二度と協定違反を発生させないため時間管理の徹底及び厳格化を図ることで再発防止に努めてきた。しかしながら、今回、現場を指導する立場にある本社において再び協定違反を発生させたことは遺憾であり、時間外労働に対する認識が極めて希薄であると言わざるを得ない。

また、近年、社会においては働き方改革が進められ、36協定に対する罰則規定導入も検討されている状況のなか、会社が協定違反を発生させたことは、JR四国労組としても痛恨の極みである。

よって、緊急に団体交渉を申し入れ、現在締結している36協定の取り扱いも含め協議したいと考える。

本部は、4月25日に申第22号「36協定違反について」団体交渉の申し入れを行い、交渉日程については、窓口と調整することとした。

【申第22号「36協定違反について」】

- 1 二度目となる今回の違反をどのように受け止めているのか明らかにされたい。
- 2 今回の違反について原因を明らかにされたい。
- 3 再発防止に向けた今後の対策について明らかにされたい。

以上